

協会けんぽ奈良支部からのお知らせ



1

退職・扶養から外れる際は、保険証の「回収」と「返却」をお願いします。

◆次のような時は、保険証は使用できなくなります。

- ・被保険者の方が退職する場合⇒退職日の翌日から使用できません。
- ・被扶養者の方が扶養から外れる場合⇒扶養から外れた日から使用できません。

◆使用できなくなった保険証は、資格喪失届・被扶養者異動届に添えて年金事務所(事務センター)へご返却をお願いします。

資格喪失届等に添付できなかった保険証は、ひきつづき回収に努めていただき、回収後は管轄の年金事務所(事務センター)または協会けんぽまで、早急にご返却くださいますようお願いいたします。

2

退職等で資格がなくなる方に、正しい保険証の取り扱いをご案内願います。

- ・資格がなくなる場合は「保険証が使用できなくなる」こと。
- ・資格がなくなった保険証は、速やかに返却が必要なこと。
- ・新たな健康保険の加入手続きを速やかに行うこと。

これらのことをお伝えください!

◆このような勘違いはございませんか...?

- ・「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」
- ・「新しい保険証が届くまでは使えるだろう」
- ・「会社から何も言われていないから使えるだろう」
- ・「医療機関には月初めに提示したから月末までは使えるだろう」

これらの考えは間違いです!

ご退職の際に、これらの考えは間違いであることをお伝え願います。

●資格の無くなった保険証を使用した場合●

民法上の「不当利得」に該当し、医療費は全額自己負担となるため、ご本人に協会けんぽで負担した医療費(総医療費の7~9割分)を返納していただくこととなります。



全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33
TEL: 0742-30-3705 (レセプトグループ)
ホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nara/>